一　公示番号　農区第二百七号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次に結んだ七直線によって囲まれた区域。ただし、ク、ケ、コ、サ、クの各点、シ、ス、セ、ソ、シの各点及びタ、チ、ツ、キ、タの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
ア　北緯三十三度七分三十八秒東経百三十度二十一分十秒の点
イ　北緯三十三度七分三十四秒東経百三十度二十一分二十九秒の点
ウ　北緯三十三度六分五十四秒東経百三十度二十一分二十六秒の点
エ　北緯三十三度六分十三秒東経百三十度二十一分十七秒の点
オ　北緯三十三度五分五十七秒東経百三十度二十分五十三秒の点
カ　北緯三十三度六分九秒東経百三十度二十分四十七秒の点
キ　北緯三十三度六分三十六秒東経百三十度二十分五十四秒の点
ク　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分十九秒の点
ケ　北緯三十三度七分三十六秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
コ　北緯三十三度五分五十九秒東経百三十度二十分五十五秒の点
サ　北緯三十三度五分五十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点
シ　北緯三十三度七分八秒東経百三十度二十一分二秒の点
ス　北緯三十三度七分四秒東経百三十度二十一分二十七秒の点
セ　北緯三十三度七分三秒東経百三十度二十一分二十七秒の点
ソ　北緯三十三度七分七秒東経百三十度二十一分二秒の点
タ　北緯三十三度六分三十八秒東経百三十度二十分五十四秒の点
チ　北緯三十三度六分三十三秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
ツ　北緯三十三度六分三十二秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百八号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ウ、カ、キの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれた区域を除く。
ア　北緯三十三度七分東経百三十度二十一分三十六秒の点
イ　北緯三十三度七分六秒東経百三十度二十一分五十三秒の点
ウ　北緯三十三度六分二十四秒東経百三十度二十一分四十六秒の点
エ　北緯三十三度五分五十二秒東経百三十度二十一分四十一秒の点
オ　北緯三十三度六分八秒東経百三十度二十一分二十四秒の点
カ　北緯三十三度六分三十九秒東経百三十度二十一分二十九秒の点
キ　北緯三十三度六分二十七秒東経百三十度二十一分二十六秒の点
ク　北緯三十三度五分二十秒東経百三十度二十一分四十六秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百九号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）
(三)　漁場の区域
次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、アの各点を順次に結んだ十一直線によって囲まれた区域。ただし、ア、イ、ス、カ、アの各点及びコ、エ、シ、ケ、コの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
ア　北緯三十三度六分九秒東経百三十一分十七秒の点
イ　北緯三十三度六分十秒東経百三十一分十八秒の点
ウ　北緯三十三度五分三十九秒東経百三十一分四十六秒の点
エ　北緯三十三度五分八秒東経百三十一分四十一秒の点
オ　北緯三十三度四分四十八秒東経百三十一分四十秒の点
カ　北緯三十三度四分四十七秒東経百三十一分三十五秒の点
キ　北緯三十三度四分三十七秒東経百三十一分三十七秒の点
ク　北緯三十三度四分三十六秒東経百三十一分二十六秒の点
ケ　北緯三十三度五分三秒東経百三十一分十八秒の点
コ　北緯三十三度五分四秒東経百三十一分十八秒の点
サ　北緯三十三度五分五十五秒東経百三十一分二十四秒の点
シ　北緯三十三度五分六秒東経百三十一分四十一秒の点
ス　北緯三十三度四分四十八秒東経百三十一分三十六秒の点
三　免許予定日　平成三十年九月一日
四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで
五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。
一　公示番号　農区第二百十号
二　免許の内容たるべき事項
(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類　第一種区画漁業
漁業の名称　のりひび建養殖業
漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで
(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）